

県南広域振興局長告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年4月13日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
医療法人三秋会	一関市中央町二丁目4番2号	なのはな居宅介護支援事業所	一関市山目字前田72番地1	一関市中央町二丁目4番12号	平成20年4月28日
社会福祉法人つくし会	一関市真柴字爪木立43番地102	認知症高齢者グループホームゆいとり	一関市八幡町2番地14	一関市赤荻字月町17	平成22年3月24日